

新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ

(宿泊・自宅療養される方向け)

1. 体調悪化時の相談について

○医療相談アプリ「リーバー」による医師への相談

- ・体調悪化時に医療相談アプリにてチャットによる医師への医療相談等のサービスを利用することができます。



医療相談アプリ「リーバー」HP
https://www.leber.jp/home_covid19_ibaraki/

2. 発生届の対象の方

(1) 宿泊施設での療養を希望する場合

- ・所在地の管轄保健所に電子申請システム(パソコンやスマートフォンをお持ちでない方のみ電話)でお申し込みください。

(2) 健康管理について(健康観察機能(MY HER-SYS)への登録)

- ・診断を受けた医療機関で伝えた携帯番号に、「MY HER-SYS」登録のためのショートメールが届きます。
- ・届きましたら速やかに、URLにアクセスし、一緒に添付されたHER-SYS IDを入力していただき、初回登録をお願いします。
- ・登録ができましたら、健康状態の入力を開始してください。(1日2回、午前11時と午後3時までに入力をお願いします。)
- ・初回登録が正常にできない場合は、以下までご連絡ください。



陽性の方へのご案内/県HP

【MY-HER-SYSや自動架電の使い方に関する問い合わせ窓口(一般の方向け)】

電話番号:03-5877-4805,03-6885-7284,03-6812-7818

受付時間:9時30分~18時15分(土日祝日を除く)

※ショートメールが届くまで少しお待ちいただく場合がございます。

- ・県庁健康観察チームや保健所から日々の入力内容についての問い合わせや入力の確認できなかった場合等には連絡する場合があります。
- ・体調がすぐれない、心配な症状がある場合は、県庁健康観察チームの電話番号を「MY HER-SYS」登録のためのショートメールにて送付しますので、ご確認のうえご連絡ください。
- ・なお、水戸市内で療養している方は、水戸市から案内されている連絡先へお問い合わせください。



自宅療養中の方向けの情報/県HP

3. 発生届の対象外の方

(1) 宿泊施設での療養を希望する場合

- ・右のQRコードから電子申請システムでお申し込みください。
※申請時に診断を受けた医療機関と診断日を入力いただけます。

(2) 健康管理について

- ・療養期間中は、各自、検温等の健康管理をお願いします。
- ・体調がすぐれない、心配な症状がある場合は、以下にご相談ください。
日中:①診断を受けた医療機関 ②県庁陽性者相談センター(029-301-4269) ③所在地を管轄する保健所
夜間:夜間緊急電話 029-301-5380(17:15~8:30)
(体調悪化時の緊急相談ですので体調悪化以外の相談には対応できません。)



宿泊施設での療養について/県HP

(3) 療養証明書の発行について

- ・発生届の対象外の方は、療養証明書の発行ができません。診療明細書等の代替書類の活用について、証明書の提出を求めている事業者等にご相談ください。

4. 療養解除後について

- ・療養が解除になっても、発症日から10日間(無症状病原体保有者は7日間)経過するまでは感染リスクがあるので、検温など自身による健康状態の確認をお願いします。
- ・解除後も体調がすぐれない方は、かかりつけ医または診断を受けた医療機関にご相談ください。



罹後後症状(いわゆる後遺症)について/県HP

名称	電話番号	管轄
中央保健所	029-241-0100	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	029-265-5515	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
日立保健所	0294-22-4188	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
竜ヶ崎保健所	0297-62-2161	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	029-821-5342	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	029-851-9287	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	0296-24-3911	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	0280-32-3021	古河市、坂東市、五霞町、境町
水戸市保健所	0120-845-567	水戸市